

国土交通大臣 石井啓一 殿

UR賃貸住宅居住者が安心して住み続けられる 家賃制度の実現を求めます

2015年12月14日 日本共産党国会議員団

UR都市機構は継続家賃改定ルール見直しをすすめています。「見直し」の内容は、①値上げ幅を、市場家賃との開きの3分の1から2分の1に引き上げる、②値上げ周期を3年から2年にし、各戸賃貸借契約日ごととする、③高齢者等への家賃据え置き対象を切り下げる、④家賃増収分の修繕費への充当をやめること、とされています。これが実施されれば、低所得の居住者や、高齢で年金生活者が多数を占める居住者の生活を破壊することは明らかです。

2003年の都市再生機構法に対する国会附帯決議では、「居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建て替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けられることができるよう十分配慮すること」とされています。UR住宅居住者の生活実態を踏まえた、安心して住み続けられる家賃制度が求められています。

については、下記の要望を行います。

記

- 1、家賃値上げにつながる、現在の「家賃改定ルール見直し」作業を中止し、家賃制度は居住者の所得に応じた応能家賃にすることを含めて検討すること。
- 2、2013年に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（都市再生機構について講ずべき措置）を撤回し、UR住宅居住者が安心して住み続けられるよう、本来のセーフティーネット住宅として位置づけること。

以上